

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ ISDNの導入費用

Q: 当社は、インターネットへの利用に適しているということで、ISDNを導入しました。導入に際し支払った契約料等の処理を教えてください。

A: 契約料、施設設置負担金は「電話加入権に準ずる権利」として資産計上することになります。

【解説】

情報通信への利用に適したISDN（サービス総合デジタル網）の利用者が、最近急増しているようです。NTTのISDNサービス（INSネット）は、現在、契約者回線数が40万回線に達しているといわれています。

この通信サービスを受けるには、NTTのINSネット64の場合、①契約料800円、②施設設置負担金72,000円、③工事費約22,300円～23,300円、④回線接続装置とターミナルアダプタ費用が必要です。

税務では、INSネットのサービスを受ける権利を「電話加入権に準ずる権利」として扱いますので、①と②を資産計上することになります。

また、既設の一般回線からINSネット64への変更も可能で、その場合に必要なのは、契約料800円と工事費・接続装置等の費用のみで、施設設置負担金はかかりません。したがって、契約料800円を資産計上することになります。

